

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2014年6月18日
【会社名】	アステラス製薬株式会社
【英訳名】	Astellas Pharma Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 畑中 好彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町二丁目5番1号
【電話番号】	03(3244)3271
【事務連絡者氏名】	経理部長 村上 祐一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町二丁目5番1号
【電話番号】	03(3244)3271
【事務連絡者氏名】	経理部長 村上 祐一
【縦覧に供する場所】	アステラス製薬株式会社埼玉支店 (さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5) アステラス製薬株式会社横浜支店 (横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号) アステラス製薬株式会社名古屋支店 (名古屋市中区丸の内二丁目1番36号) アステラス製薬株式会社大阪支店 (大阪市中央区瓦町三丁目6番5号) アステラス製薬株式会社神戸支店 (神戸市中央区磯辺通三丁目1番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2014年6月18日開催の取締役会において、会社法第238条第1項および第2項ならびに第240条第1項に従って、当社の取締役および執行役員に対して、新株予約権の割当てを行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものです。

2【報告内容】

(1) 銘柄

アステラス製薬株式会社2014年7月発行新株予約権

(2) 発行数

2,269個

(3) 発行価格

二項モデルにより以下の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に下記(5)に定める付与株式数を乗じた金額とする。

但し、二項モデルによる算定方法は以下の通りである。

割当日から権利行使終了日までの期間 T を間隔 Δt で等分割したとき、時点 (i, j) におけるオプション価値 $C_{i,j}$

は、株価変動性 σ 、無リスクの利子率 r 、配当利回り q を用いて

$$C_{i,j} = e^{-r\Delta t} (pC_{i+1,j} + (1-p)C_{i,j}) \quad \cdots (1)$$

$$p = \frac{e^{(r-q)\Delta t} - d}{u - d}$$

$$u = e^{\sigma\sqrt{\Delta t}}$$

$$d = e^{-\sigma\sqrt{\Delta t}}$$

と表すことができる。

また、権利行使終了日時点におけるオプション価値は、株価 S 、行使価格 X を用いて、

$$C_{N,j} = \max(S \cdot u^j \cdot d^{N-j} - X, 0) \quad j = 0, 1, 2, \dots, N$$

となる。ここで、 $N = \frac{T}{\Delta t}$ である。この権利行使終了日時点のオプション価値 $C_{N,j}$ を(1)式を用いて、

$i = N$ から $i = 0$ まで逐次的に解くと、割当日時点 $(0, 0)$ におけるオプション価値 $C_{0,0}$ が得られ、これが1株当たりのオプション価値となる。

さらに、期中の行使が可能である期間には、(1)式の代わりに次式を用いることで、早期行使を考慮して1株当たりのオプション価値を求めることができる。

$$C_{i,j} = \max(S \cdot u^j \cdot d^{N-j} - X, e^{-r\Delta t} (pC_{i+1,j} + (1-p)C_{i,j})) \quad \cdots (2)$$

本件においては、割当日から権利確定日までの期間 τ については、(1)式、権利行使開始日から権利行使終了日までの期間 $(T - \tau)$ については、(2)式を用いて1株当たりのオプション価値 $C_{0,0}$ を算定した。

1株当たりのオプション価格 $(C_{0,0})$

株価 (S) : 2014年7月3日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)

行使価格 (X) : 1円

割当日から権利確定日までの期間 (τ) : 3年

割当日から満期までの期間 (T) : 20年

株価変動性(σ)：20年間（1994年7月3日から2014年7月3日まで）の当社普通株式の普通取引の各取引日の終値に基づき算出した変動率

無リスクの利子率(r)：残存年数が上記に定める期間に対応する国債の利子率

配当利回り(q)：1株当たりの配当金（2013年9月中間期および2014年3月期末の配当実績）÷上記に定める株価

(4) 発行価額の総額 未定

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数 当社普通株式 226,900株

各新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額（出資される財産の価額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

2014年7月4日から2034年6月18日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）以降に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、権利行使開始日以降10年間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記およびに問わず、新株予約権者は、以下のまたはに定める場合（ただし、については、下記(17)に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が2033年6月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2033年6月19日から2034年6月18日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額（株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項）

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の決議による承認を要する。

(11) 当該取得勧誘の相手方（以下、「勧誘の相手方」という。）の人数およびその内訳

当社取締役（社外取締役を除く）3名、執行役員（取締役を除く）20名 合計23名に割り当てる。

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
該当なし。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者は、第三者に対して、本新株予約権の全部または一部につき、譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。

(14) 新株予約権を割り当てる日

2014年7月3日

(15) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

払込みの期日は2014年7月3日とする。

(16) 新株予約権の取得条項

以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(17) 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(5)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とし、これに上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記(9)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

上記(16)に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記(8)に準じて決定する。

(18) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上